

# 社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 事務局規程

制 定 平成 5 年 4 月 1 日  
最新改正 平成 2 9 年 3 月 2 4 日

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会（以下「本会」という。  
定款 3 5 条第 3 項に基づき、事務局に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (所管事務)

第 2 条 所管事務は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉事業の総合計画
- (2) 社会福祉事業の調査及び研究に関する事
- (3) 事業計画並びに事業報告に関する事
- (4) 予算、決算に関する事
- (5) 定款その他諸規程に関する事
- (6) 会員の入退会及び会費の徴収に関する事
- (7) 理事会及び評議員会に関する事
- (8) 資金の運用、管理及び金銭の出納に関する事
- (9) 印章の管守、文書の收受・発送及び保管に関する事
- (10) 物品の調達に関する事
- (11) 財産及び物品の管理に関する事
- (12) 契約に関する事
- (13) 職員の休暇及び福利厚生に関する事
- (14) 県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会との連絡調整に関する事
- (15) 区行政機関との連絡調整に関する事
- (16) 共同募金会との連絡調整に関する事
- (17) 各種福祉団体の連絡調整及び支援に関する事
- (18) 社会福祉施設、団体との連絡調整に関する事
- (19) 社会福祉関係者の研修に関する事
- (20) ボランティア及びボランティア団体の育成、指導に関する事
- (21) 民生委員児童委員との連絡調整に関する事
- (22) 生活福祉資金貸付に関する事
- (23) 善意銀行に関する事
- (24) 社会福祉事業に関する広報、啓発に関する事
- (25) 地域福祉活動計画に関する事
- (26) 横浜市泉区福祉保健活動拠点の管理運営に関する事
- (27) その他目的達成のため必要な事項

## (職 員)

第 3 条 事務局に事務局長 1 名、事務局次長 1 名及び職員若干名を置く。

(職 務)

第4条 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の命を受けて所管事務を掌理し職員を指揮監督する。

3 その他職員は、事務局長の命を受けて所管事務に従事する。

4 事務局の事務処理に必要な細目は、事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成13年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成23年1月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。